



# 熊本県公報

第 1 2 5 1 2 号  
平成 28 年 4 月 19 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
  - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
  - 漁港施設使用料の徴収事務委託…………… (漁港漁場整備課) 1
- 公 告**
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 2
  - 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 3
  - 平成 28 年度熊本県献血推進計画の策定…………… (薬務衛生課) 3
- 登 載 依 頼**
- 自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施…………… (警察本部警務課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 4 9 3 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として平成 28 年 4 月 11 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	変身人形肢体を愛でる指先（オーピー） 団鬼六 蛇の穴（新日本映像） 色欲絵巻 千年の狂恋（オーピー） 縄の貴婦人 牝を吊り下げろ（新日本映像） 本番獣欲 人妻を犯る（新東宝） 情炎の島 濡れた熱帯夜（オーピー） 桃尻同級生 まちぶせ（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 熊本県告示第 4 9 4 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 28 年 4 月 19 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	河陰阿蘇線	南阿蘇村大字長野 2 5 3 番 4 地先から 同所 1 3 5 3 番 2 地先まで	86.5	単橋改

#### 2 供用を開始する期日 平成 28 年 4 月 20 日

### 熊本県告示第 4 9 5 号

熊本県漁港管理条例（昭和 37 年熊本県条例第 17 号）第 15 条第 1 項に規定する使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

なお、平成 27 年 4 月 14 日熊本県告示第 408 号（漁港施設使用料の徴収事務委託）は、廃止する。  
平成 28 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

**公 告**

**熊本県公告第 283 号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 28 年 4 月 19 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟 884 番 1
上田 正博	下益城郡美里町原田	下益城郡美里町中郡字新塘 1454 番ほか 1 筆
上田 正博	下益城郡美里町原田	下益城郡美里町中郡字新塘 1453 番
瀬海 俊秋	八代市井揚町	八代市井揚町字式番割 2864 番 1 ほか 1 筆
萩本 厚生	八代市井揚町	八代市井揚町字壺番割 2511 番 1 ほか 1 筆
萩本 厚生	八代市井揚町	八代市井揚町字壺番割 2509 番
田川 修一	八代市日奈久大坪町	八代市敷川内町字頭割 669 番 3 ほか 10 筆
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字競田 687 番 1 ほか 4 筆
吉川 美津治	八代市竹原町	八代市竹原町字土器 1509 番
稲村 浩道	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字四番塘開 1284 番 6 ほか 4 筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字道下 2253 番ほか 2 筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字井樋口 2351 番 1 ほか 3 筆

木下 眞一	八代市南平和町	八代市南平和町202番1
田山 峰人	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字中ノ田60番

2 認可年月日  
平成28年4月12日

**熊本県公告第284号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
豊住 純也	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字戸次字弓場本507番
眞鍋 豊美	菊池郡菊陽町辛川	菊池郡菊陽町大字辛川字上中原814番 1ほか1筆
有限会社火の国フ ァーム	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字下前通5561 番2ほか9筆
廣瀬 修一郎	菊池郡菊陽町辛川	菊池郡菊陽町大字辛川字東原122番
岩下 久美夫	菊池郡菊陽町戸次	菊池郡菊陽町大字戸次字小川原694番

2 認可年月日  
平成28年4月12日

**熊本県公告第285号**

平成28年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。

平成28年4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）及び第6次熊本県保健医療計画に基づき、平成28年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 計画の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 平成28年度熊本県献血目標の設定

本県では、県内の医療機関で使用される輸血用血液製剤の需要見込みを基に厚生労働省が設定した原料血漿確保目標量を受け、次のとおり献血の目標量を設定し、計画的な献血の推進に努めることとする。

なお、献血の目標量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血献血及び成分献血の推進及び普及に努めることとする。

また、献血の推進には市町村及び市町村献血推進協議会の役割が極めて大きいことから市町村ごとの献血目標を設定し、計画的で安定的な献血者の確保を図るものとする。

	献血の種類	血液量（リットル）	献血者数（人）
全血 献血	200ミリリットル	240	1,200
	400ミリリットル	22,469	56,172
成分 献血	血漿成分献血	4,006	8,437
	血小板成分献血	4,021	10,053
総 数		30,736	75,862

4 献血の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

より多くの県民に献血に参加していただくために、市町村、熊本県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）等の協力を得て、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める。

特に、若年層の献血者が年々減少しているので、若年層の献血への理解の浸透及び献血体験の促進に組織的に取り組むとともに、より効果的な啓発活動を行う。

また、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について、各種普及啓発活動を通じて正確な情報を伝える必要がある。

ア 献血推進キャンペーン等の実施

(ア) 愛の血液助け合い運動（7月及び8月）

- (イ) 学生クリスマス献血キャンペーン (12月)
- (ウ) はたちの献血キャンペーン (1月及び2月)
- イ 移動献血ギョーリーの開催 (県内10か所程度)
- ウ エ 報道機関及び各種広報媒体による啓発
  - (ア) テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報
  - (イ) 若者向け情報誌、市町村広報誌等への掲載
  - (ウ) 公共交通機関を活用した効率的な広告展開
- (2) 若年層等の献血者確保対策
  - ア 高校生を対象とした普及啓発
    - 市町村、血液センター、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、学校での献血セミナーの開催、体験学習の実施等、高校生に対して献血に関する理解を深めるための普及啓発を行う。
  - イ 学生ボランティアと協働した普及啓発
    - 学生ボランティアの活動を支援し、育成を図るとともに、イベント会場等において協働し、献血に関する知識の普及及び献血の推進を図る。
    - (ア) 熊本県学生献血推進リーダーの研修会の開催
    - (イ) 学生クリスマス献血キャンペーン、はたちの献血キャンペーン等のイベントによる献血啓発活動の実施
    - (ウ) 学内献血への応援
- (3) 企業等における献血の推進対策
  - 企業等に対し、特に20歳代から30歳代までの労働者の献血促進について協力を求める。
- (4) ボランティア組織等の育成及び連携
  - ライオンズクラブ、学生ボランティアその他各種組織に対し、献血制度の啓発を行い、献血推進活動等を行うボランティア組織等の育成を図る。
- (5) 複数回献血協力者の確保
  - 献血受付時に複数回献血への協力を働きかけることにより、季節的な又は血液型別の血液不足を未然に回避する。
- (6) 献血功労者の表彰
  - 献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体及び個人に対し、厚生労働大臣表彰等への推薦、知事感謝状の贈呈等を行い、献血への継続的な協力を得る。
- 5 血液不足等緊急時における献血の確保
  - 輸血用血液製剤不足時の対応を定めた血液不足等緊急事態における危機管理対応要項に基づき、市町村及び関係機関と連携を取りながら、必要に応じて、血液不足注意報等の発令、緊急献血の実施等の対策を実施する。
- 6 災害時における献血者の確保
  - 災害時において、需要に見合った献血が確保され、又は献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。
  - (1) 九州ブロック赤十字血液センター(久留米市)の一元管理による速やかな血液製剤の供給
  - (2) 熊本県災害対策本部による血液製剤搬送手段の確保及び訓練の実施
  - (3) 県と日本放送協会との間に締結した放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送の実施、市町村の協力による臨時献血の実施等による献血者の確保

**登載依頼**

**熊警公告第7号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成28年4月19日

熊本県警察本部長 後藤 和宏

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
  - 自動車任意保険契約
- (2) 入札・契約担当部局
  - 熊本県警察本部警務課装備係(熊本県警察本部庁舎3階)
  - 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 電話番号 096-381-0110(内線2314)
- (3) 契約内容
  - 熊本県警察車両1207台に対する自動車任意保険契約
  - 入札説明書及び自動車任意保険仕様書のとおり
- (4) 契約期間
  - 平成28年5月31日から平成29年5月31日まで
- (5) 入札方法
  - この入札は、紙入札案件である。

- (6) 入札金額等  
入札金額は、本保険契約に要する費用の総価とする。
  - (7) 入札方法
    - ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
    - イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
  - (8) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
  - 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の（1）から（8）までに定める条件の全てを満たす者であること。
    - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
    - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
    - (3) 平成28年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
    - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
    - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
    - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
    - (7) 県税を完納している者
    - (8) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
      - ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
      - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
      - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
      - エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
      - オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
  - ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
  - ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2（1）から（8）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙1）を提出すること。
  - (2) 提出方法  
（1）に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）により郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間  
公告の日から平成28年5月6日（金）午後5時まで
  - (4) 提出先  
1（2）に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書（別紙2）により通知する。
- 4 入札手続等
  - (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年5月6日（金）午後5時まで受け付ける。
  - (2) 入札仕様書及び入札書等の様式、入札説明書の取得  
1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年5月16日（月）まで行う。  
※ ただし、契約対象車両一覧については、入札参加資格審査結果を通知した日から交付を行う。
  - (3) 入札の方法
    - ア 日時  
平成28年5月16日（月）午前10時

イ 場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部庁舎2階201会議室

ウ 入札書の提出方法  
入札書（別紙様式1）（代理人が入札するとき、入札書及び委任状（別紙様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年5月13日（金）午後5時（必着）までに1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に契約する名称及び開札の日時に朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合中は、再入札書（別紙様式3）と朱書したうえで、契約の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書（別紙様式3）を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等  
入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合など）これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員のもとに（3）アの日時に（3）イの場所で開札を行う。

(5) 入札の回数  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。  
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 記名押印を欠く入札  
エ 金額を訂正した入札  
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合によると認められる入札  
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 二以上の意思表示をした入札  
ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札の執行事務に係らない県の職員にくじを引かせるものとする。

(9) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否  
契約書については作成を要しないものとする。  
なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。

(2) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 契約保証金  
契約をしようとする者は、（2）の期限までに、1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上は、契約保証金の納付を免除しない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。  
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって

締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。  
ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

## 6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 7 問合せ

(1) 契約内容、仕様書、資格審査申請等入札の内容全般に関する問合せ先

(本公告に係る入札・契約担当局)

熊本県警察本部警務課装備係（熊本県警察本部庁舎3階）

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110（内線2314）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）